## 第1回教育委員会会議録

1 日 時 平成31年1月23日(水) 開 会:14時30分

閉 会:15時25分

2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2F共用会議室G

- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長 出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合支所地域政策課係長 鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課課長補佐、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

	• • • • •				
日程順位	件名				
1	会議録署名委員の指名について				
2	議案第1号 菊川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について				
3	議案第2号 福川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について				
4	議案第3号 周南市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について				
5	議案第4号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について				

## 7 委員会協議会

- (1) 2月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について (報告者:教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 周南市立中央図書館の愛称について

(報告者:中央図書館)

(3) 周南市立徳山駅前図書館 1周年記念イベント月間 周南きさらぎ文化祭について

(報告者:中央図書館)

(4) 周南市男女共同参画・子育てセミナー開催の報告について

(報告者:人権教育課)

※開会前に、事務局より議案書における誤記(1カ所)について正誤表及び差替えを示して説明 (議案書8ページ、議案第3号の参考資料として掲載した要綱の制定日の訂正)

1 会議録署名委員の指名について

## 教育長

ただ今から「平成31年第1回教育委員会定例会」を開催いたします。

それではまず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。 本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんにお願いします。

- 2 議案第1号 菊川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について
- 3 議案第2号 福川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について

## 教育長

日程第2、議案第1号「菊川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について」ですが、 ここで委員の皆様にお諮りいたします。

次の日程第3、議案第2号「福川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について」、に つきましても関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けて審議をいたしたい と思いますが、いかがでしょうか。

#### 委員

※異議なし の声

#### 教育長

それでは、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

#### 教育政策課

それでは、議案第1号「菊川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について」と議案第2号「福川中学校普通教室空調機設置工事の計画の策定について」、一括してご説明いたします。 議案書1ページから4ページをご参照ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号の規定により、両校普通教室への空調機設置につきまして、それぞれ5千万円を超える工事費を見込んでおりますことから、このたびお諮りするものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

まず、菊川中学校普通教室空調機設置工事でございますが、工事目的は、普通教室に空調機を設置することで、学習に集中できる快適な教育環境の充実を図ることであります。

工期につきましては、本年3月から10月までの8か月を想定しております。

予算額は5 千1 0 2 万2 千円を見込んでおり、このたび、1 0 の普通教室へ設置することとしております。

議案書4ページをお願いいたします。

次に、福川中学校普通教室空調機設置工事でございますが、工事目的は、議案第1号と同様に、

普通教室に空調機を設置することで、学習に集中できる快適な教育環境の充実を図ることであります。

工期につきましては、本年3月から10月までの8か月を想定しております。

予算額は5 千6 4 4 万7 千円を見込んでおり、このたび、1 2 の普通教室へ設置することとしております。

なお、別紙資料といたしまして、今年度から来年度にかけて設置工事を予定しております9つの中学校における予算額等を記載した一覧表をお配りしておりますので、参考にご覧ください。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 教育長

要するに、9校の整備を実施するが、この2校については5千万を超えていることから、議案として諮るということで、残りの学校は5000万円を下回っていることから粛々と整備を進めてまいりますという理解でよろしいでしょうか。

## 教育政策課長

その通りです。

## 教育長

それではこの件につきましてご質問ございませんか。

## 片山委員

別紙の中に記載している空調方式には、電気とガスの2種類あります。先月、周陽中学校に視察に行かせていただきましたが、周陽中学校はガスだったと思います。どのような違いから学校ごとに電気とガスを採用するのでしょうか。

## 教育政策課長

空調機の設置にあたりまして、その熱源利用ということで電気若しくはガスという方法がございます。当初、基本計画を策定する際に、それぞれのイニシャルコストとランニングコストをトータル的に計算した結果、ガスの方が有利であるという結果が出ました。それに基づきまして、都市ガスが供給されている市内の中学校においてはガスを採用することを定めております。この度の工事において、都市ガスの供給が可能な学校は、住吉中学校と秋月中学校でございますので、この2校についてはガス方式を採用します。

### 教育長

空調設備を設置する時は、電気の方が安いのですが、ランニングコストはガスの方が安いことから、トータルで長期的にみるとガス方式で設置した方がトータルコストが安く済むということでガスを採用するということです。

ただ、都市ガスが引かれていない地域は、電気を採用することになり、この9校のうち2校については、ガス方式を採用するということです。

今年度、設置工事が実施された大規模校5校についてはどうでしたでしょうか。

### 教育政策課長

周陽中学校、富田中学校、岐陽中学校、太華中学校の4校がガス方式で、熊毛中学校は電気方式という状況です。

#### 教育長

その他、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、議案第1号及び第2号を決定いたします。

## 教育長

続きまして日程第4、議案第3号「周南市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### 生涯学習課長

それでは、議案第3号「周南市学校運営協議会規則の一部を改正する規則制定について」の説明をいたします。

議案書の5ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号に よるものです。

資料の6ページと7ページをご覧ください。

この度の改正は、周南市学校運営協議会規則第4条第3号に規定する周南市教育委員会が任命する周南市学校運営協議会委員として新たに、「社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員」を明記するものです。

資料の8ページと9ページをご覧ください。

参考として、「周南市地域学校協働活動推進員設置要綱」の写しをお示ししております。

この要綱は、平成30年12月14日に、新たに制定したものでございまして、この度の「周南市学校運営協議会規則」の一部改正するに至った要因でございます。

近年、地域における教育力の低下、家庭や保護者の孤立化、学校を取り巻く課題の多様化に対して、社会総がかりで対応することが求められている中で、地域と学校がパートナーとして継続的に連携・協働する仕組みが必要となっております。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域においても、学校と連携・協働して、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動である「地域学校協働活動」に参画するための基盤を整備していくことが重要でございます。

こうした背景を踏まえ、平成29年3月に社会教育法が改正されました。「地域学校協働活動」を円滑かつ効率的に実施するために、市町村の教育委員会には地域住民等と学校との連携協力体制の整備の措置を講ずることが求められることとなり、また新たに「地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」こととなりました。

同時に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「学校運営協議会」において、学校運営に関する協議のみならず、学校が必要とする支援についても協議することとなったほか、「地域学校協働活動推進員等」の学校運営に資する活動を行う方を委員として追加するなどの制度の見直しも行われております。

「地域学校協働活動」については山口県では、「やまぐち型地域連携教育」として、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで継続的に見守り支援する中学校区を一まとまりの地域としたネットワークづくりに取り組んでいるところです。

この取組を進めていく上で、重要な役割を担うものが、中学校区ごとに配置する「地域学校協働活動推進員」、現在の呼び名ではいわゆる「統括コーディネーター」でございます。

本市におきましても、14の中学校区でそれぞれ活躍していただいております。この「統括コ

ーディネーター」を、社会教育法の趣旨を踏まえて、平成31年度から新たに「地域学校協働活動推進員」として委嘱させていただき、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に更に深く関わっていただきたいと考えております。

こうしたことから、先ほど写しでお示しした「周南市地域学校協働活動推進員設置要綱」を制定いたしまして、「地域学校協働活動推進員」に、学校運営協議会を構成する委員として、学校運営にも資する活動を担っていただくために、周南市学校運営協議会規則を改正いたしまして、「地域学校協働活動推進員」を明記する本議案を提案させていただくものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### 教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

## 池永委員

平成30年5月の教育委員会定例会でいただいた資料では、統括コーディネーターの肩書を持つ人は、6名しか見つけることはできませんでした。あの時点では決められていなかったのかもしれませんが、実際には14名おられるのでしょうか。

## 生涯学習課長

学校運営協議会の委員として委嘱された統括コーディネーターの肩書を持つ人は6名ですが、 統括コーディネーターの方は14名はおられます。

## 松田委員

今、ご説明にあった「地域学校協働活動推進員」が現在の統括コーディネーターになるということですが、地域には他にもコーディネーターという名前がいろいろありまして、地域の方から、このコーディネーターはどのような仕事をされているのかという質問が結構あります。

そういうことから、皆さんに理解していただくのが難しいのではないかと思うのですが、その あたりで工夫といいますか、今後考えていることがあれば教えてください。

## 生涯学習課長

例えば、放課後子供教室のコーディネーターという名称の方がおられたり、教育委員会だけでなく他の業務にもコーディネーターという名前があろうかと思います。

確かに私たちも混乱する部分ではありますが、そういうことを踏まえながらも、学校と地域、 地域と学校を結ぶキーパーソンというのが統括コーディネーターであります。

今までは法律の裏付けがないといいますか、特に法に規定されていない状態で活動をしていただいている状況です。活動自体は十分にしていただいているのですが、先ほどご説明いたしましたように、学校と地域、地域と学校を結ぶ地域学校協働活動推進員は重要な人材ですから、社会教育法という法で裏付けされた委員として活動していただく。名称としても地域学校協働活動に関わっていただく方としてあらためて地域学校協働活動推進員と名付けられております。

ですから、地域学校協働活動推進員は、学校と地域、地域と学校を結んで子供たちを地域ぐるみで育んでいく役割を担っている方だとお答えいただければよいと思います。そういう趣旨で法も整備されているということです。

## 池永委員

小学校では地域コーディネーターという名称ですので、それでわかりにくいのかもしれません。 中学校には地域コーディネーターという方はいないのでしょうか。

#### 生涯学習課長

小学校、中学校それぞれに地域コーディネーターはおられます。小学生は必ず中学校に進学し

ますので、中学校単位という考えの中で、中学校の地域コーディネーターに統括コーディネーターを兼ねていただいていました。

今までは統括コーディネーターと呼んでいた中学校の地域コーディネーターには、今後は、地域学校協働活動推進員として、法の裏付けのもとにより活発に活動していただくことになります。

## 教育長

結局、コミュニティ・スクールで地域に関わるコーディネーターというのは、学校ごとのコーディネーター、中学校区を統括するコーディネーター、学校教育課に勤務されている各学校をターゲットにしたコーディネーターの3つの位置づけがあり、それが、なかなか地域の人にとっても、また学校関係者にとってもわかりにくいという状況です。これを何とかして、わかりやすくする方法はないのかということで、とりあえず学校ごとのコーディネーターと中学校区を統括するコーディネーターについて、少しわかりやすいネーミングを研究して、学校だよりや地域の新聞などで少し啓発させていただくような機会が必要なのかもしれません。

## 松田委員

地域にいると、「統括」とか「地域」とかいう言葉を省いて、「コーディネーターさん」と皆さんが呼ばれます。教育委員会だけでなく他の部署でもコーディネーターという言葉が使われますので、コーディネーターと言われる方がたくさんいて、結局、コーディネーターって何なのですかという話になってしまいます。

こうしたことから、活躍されているコーディネーターの位置づけについて、なかなか地域の人に理解してもらうのが難しいのかなと思いましたので、言い方を少し変えて地域にそのコーディネーターの役割が浸透していくといいのかなと思いまして、お尋ねした次第です。

## 教育長

委員がご指摘されたことは重要ですので、皆で知恵を出して、また委員の皆様の知恵をいただ きながら少し工夫いたしましょう。

## 池永委員

平成30年5月の教育委員会定例会の議案を確認しましたところ、6中学校区には確かに統括コーディネーターの名前がありましたが、3つの中学校には名前がなかったので必要がないのかなと思いました。3つのうち2つは岐陽中学校と富田中学校という大規模校でした。おそらくどなたかが、統括コーディネーターのような役割を担っていると思うのですが、その中学校区で名称を変えているかもしれません。ですから、一括してそのような名称にするというのが難しいのであれば、今の名称を考え直す必要があるのではと思いました。

## 生涯学習課長

それは反省点です。市広報などでも統括コーディネーターを顔写真入りで紹介をするなどもしていますが、名称も変わったことですし、様々な広報の仕方があろうかと思いますので、課題として改善に努めてまいります。

### 教育長

最初の話に戻しますが、14中学校区のコーディネーターは、現時点では全て決まっているという理解でよいですね。

その他、質問ありませんか。

#### 片山委員

任期についてですが、学校運営協議会の委員の任期が確か2年だったと思いますが、地域学校 協働活動推進員の任期もそれと同じですか。

## 生涯学習課長

地域学校協働活動推進員の任期は、議案書8ページの周南市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条に規定していますが、任期は1年としております。現在のいわゆる統括コーディネーターの方の実態としては、継続して何年もコーディネーターの業務をしていただいておりますが、この度の要綱では任期は1年としております。

## 片山委員

1年ごとの継続ということになるのでしょうが、それぞれの学校で対応されるのでしょうけれ ど、地域によっては、1年ごとではなかなか難しい点が出てくるかもしれないですね。

## 教育長

1年というのは何か意図があるのですか。

## 生涯学習課長

他市の例を参考にしたり、場合によってはPTAの方もいらっしゃるので、そのことも考慮して実態に合わせているという状況でございます。先ほどもありましたように、長きにわたってしっかりと地域に密着していただく必要がありますが、任期は1年としております。

## 教育長

ただ、私どもとしましては再任は妨げないというところを大切にしながら、地域に根差して活動していただける方に統括コーディネーターという任務を引き受けていただくわけですから、片山委員がおっしゃられるように、これが毎年変わるということになればなかなか根付いていかないということになりますね。

その他に何か質問ありませんか。よろしいでしょうか。 それでは、議案第3号を決定いたします。

5 | 議案第4号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について

#### 教育長

日程第5、議案第4号「平成30年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件については、教育政策課から説明をお願いします。

#### 教育政策課長

それでは、議案書10ページ、議案第4号、平成30年度一般会計補正予算要求についてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号による ものでございます。

11ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳出予算を増額する補正 について、法の規定に基づき、市長に意見を申し出るものでございます。

12ページをお願いいたします。

「教育費」、「教育総務費」、「事務局費」の内、「奨学金貸付等基金事業費」の203万2千円の増額でございます。これは、ふるさと周南応援寄附金の歳入実績に伴い、奨学金貸付等基金への充当額が確定しましたことから、当該基金への繰出金を増額するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 教育長

はい、ありがとうございました。この件についてご質問ございませんか。

#### 池永委員

ふるさと周南応援寄附金はどのようなものでしょうか。

# 教育政策課長

周南市に積極的にご寄附をいただいて、寄附された方に対しては返礼品をお返しするという制度でございます。

## 池永委員

ふるさと納税のことですね。別の制度ががあると思い質問しました。

## 教育長

「いわゆるふるさと納税によって」という説明が付け加わっていればわかりやすかったですね。

# 大野委員

これは、奨学金貸付等基金事業に充当する割合が決まっているのでしょうか。

# 教育政策課長

これはご本人の意思で指定されます。例えば「奨学金に使ってください」などのように指定することができます。いろいろな方からお受けした、奨学金貸付等事業に指定された寄附金の今年度の合計金額が固まったことから、それに対する繰出金を計上するということになっております。

## 教育長

ふるさと納税だけではなく、様々な寄附をいただいており、それが固まったということで、その金額が当初予算より203万2千円ほど多かったので増額補正が必要になったということですね。

その他ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、議案第4号を決定いたします。

### 教育長

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成31年第1回教育委員会定例会を終了いたします。

±2.79	$\sim$	
$\Delta$	7	_

松田	敬子	委員	
片山	研治	委昌	